

V 安全なきのこ等特用林産物の供給

福島県内で出荷・販売を目的に生産又は採取されるきのこや山菜は、安全性を確認するための検査を実施しています。生産されたきのこ等が、適切な栽培管理を行った上で、一般食品の放射性セシウムの基準値を十分下回っていると確認できれば、出荷が認められています。

きのこ等特用林産物の出荷制限、解除の状況

きのこや山菜等を出荷・販売するには、放射性セシウム濃度が一般食品の基準値(100Bq/kg)を下回る必要があります。

2018年8月6日現在、全国の13県189市町村で、原木しいたけ、野生きのこ、タケノコ、クサソテツ、コシアブラ、フキノトウ、タラノメ、ゼンマイ、ワラビ等23品目の特用林産物の出荷が制限されています。一方で、出荷制限が解除される動きもあり、2018年8月6日現在、原木しいたけは6県65市町村で出荷が再開されています。

林野庁では、きのこ等生産者の生産継続・再開に向け、きのこ原木の安定供給等の支援を行っています。また、野生きのこ・山菜等の出荷制限の解除も円滑に進むよう、2015年11月に、検査方法や出荷管理を整理した「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」を発表しました。それ以降、出荷制限の解除が少しずつ進んでいます。

※放射性セシウム濃度等のモニタリング検査の結果は、新聞や福島県ホームページで公開しています。なお、出荷が制限されている品目は、加工食品の原料として使用することもできないので注意が必要です。



【写真】放射線の測定検査の様子

資料：福島県森林・林業・緑化協会 HP「きのこの振興(きのこ振興センター)」、福島県 HP「きのこ、山菜類のモニタリングと出荷制限品目・市町村について」

安全なきのこの出荷に向けた取組

林野庁は、2013年10月に「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、原木きのこが一般食品の基準値(100Bq/kg)を超えないための栽培管理方法を以下のように示しました。

〔必須工程〕

原木・ほだ木を当面の指標値(50Bq/kg)以下にする取組と安全性を確認するための発生したきのこ検査等

- ・原木・ほだ木の購入時の放射性セシウム濃度の確認と管理
- ・発生前のほだ木の管理(放射性物質の検査等)
- ・指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査
- ・安全性を確認するための発生したきのこの検査 等

〔重要工程〕

放射性物質の影響を低減するための取組

- ・原木・ほだ木の洗浄
- ・ほだ場など作業場所の空間線量率の測定
- ・ほだ場など作業場所の環境整備 等

また、福島県が作成した「福島県安心きのこ栽培マニュアル」の放射性物質対策チェックシートには、栽培環境に応じた対策が整理されており、生産工程が管理できるようになっています。この工程に基づき生産されたきのこが、一般食品の基準値(100Bq/kg)を下回っていると確認できれば、出荷が認められます。



【写真1】ほだ木の洗浄



【写真2】シートで被覆



【写真3】地面と接触しないようシートを設置

資料：林野庁プレスリリース：『放射性物質低減のための栽培管理ガイドライン』の策定について(2013年10月16日、福島県「安心きのこ栽培マニュアル」、林野庁「平成29年度森林・林業白書」)

きのこ・山菜の放射性物質のモニタリング

福島県では、県内での出荷・販売を目的に、生産又は採取されるきのこや山菜の安全性を確認するため、放射性物質のモニタリング検査を行っています。結果は福島県ホームページ「ふくしま新発売。」で随時公開されています。

栽培きのこの出荷については、生産者ごとに、きのこ発生前の資材(ほだ木や菌床等)に含まれる放射性セシウム濃度を測定し、国が定める当面の指標値※(原木・ほだ木が50Bq/kg、菌床が200Bq/kg)以下

であることを確認しています。その後、出荷前にきのこのモニタリング検査を実施し、一般食品の基準値(100Bq/kg)以下であることを確認しています。

野生きのこ、山菜については、出荷開始前の早い時期にモニタリング検査を実施しています。

2017年度は、きのこ・山菜61品目について検査が行われました。これまでの検査結果は表のとおりで、基準値を超えているものは年々減ってきています。

※発生したきのこが食品の基準値を超過しないために、国が定めたほだ木や菌床の指標値。
原木・ほだ木は50Bq/kg、菌床は200Bq/kg。

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
検査件数	1,083	1,180	1,457	1,564	1,562	1,832	2,111
基準値超過	127	90	80	25	7	2	1

(注) 検査の結果、基準値を超過した場合には、出荷制限等により出荷されることはありません。

【表】きのこ・山菜のモニタリング検査結果

資料：福島県「これまでのモニタリング検査結果【年度別集計】」、福島県HP「きのこ、山菜類のモニタリングと出荷制限品目・市町村について」(2018年5月2日)

原木林の再生対策

原発事故以後、放射性物質の影響が比較的小さい地域においても、きのこ原木の指標値を超える原木林が見受けられたことから、これらの地域でも原木の生産を停止しています。

福島県では、将来のきのこ原木の安定供給に向けて、次世代の原木林となる広葉樹林の再生を図るため、2014年度より「広葉樹林再生事業」を開始しました。具体的には、既存のきのこ原木林等において、原木林の安定供給に向けた次のような取り組みを行っています。

- ・事業実施前の指標値超過を確認(原木の測定)



【写真1】皆伐実施後の様子(南会津町)

- ・皆伐実施後、萌芽枝の放射性セシウム濃度を追跡調査(3年間)
- ・空間放射線量を計測(伐採前後)
- ・堆積有機物及び土壌の放射性セシウム濃度を測定

この事業で伐採された木材は、ほだ木・調理用の薪等に使用することはありませんが、伐採跡地は必要な保育を行い、ほだ木等の原木林として成林するよう努めています。

実施区域は、2014年度の10.51ha(3市町、1森林組合)から、2017年度の28.76ha(5市町、2森林組合)へと年々面積を拡大しています。



【写真2】伐採後の萌芽枝を確認後、放射性セシウム濃度の追跡調査を実施(南会津町)

資料：福島県「福島県における広葉樹林再生事業の概要」

きのこ原木の安定供給

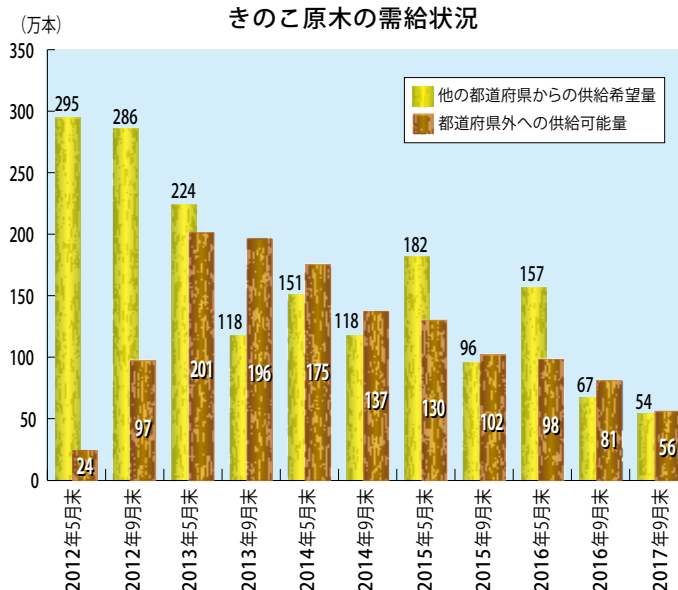
東日本大震災以前のきのこ原木は、福島県から多く調達されていたため、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生まれました。

林野庁では、2011年からきのこ生産者が生産を継続できるよう、全国的なきのこ原木の需給状況を把握し、きのこ原木の需要者と供給者とのマッチングを推進しています。

その結果、2013年9月以降、森林所有者等によるきのこ原木の供給可能量が、きのこ生産者等によるきのこ原木の供給希望量を上回る状況が多くなっており、きのこ原木のマッチングが進んでいると考えられますが、2017年9月末時点では、供給希望量54万本のうちコナラが約9割を占める一方で、供給可能量56万本のうち約9割がクヌギ等であり、樹種別にみると mismatch が生じている状況となっています。

林野庁では、引き続き、供給希望量の多いコナラを主体に、供給可能量の掘り起こしを行うとともに、きのこ原木のマッチングを推進していきます。

きのこ原木の需給状況



【図】きのこ原木の需給状況

資料：林野庁「きのこ原木の安定供給に向けた取組の推進」(2012年)、林野庁「平成29年度森林・林業白書」